

府 監 第 1 3 1 6 号

平成 1 8 年 6 月 3 0 日

(請 求 人) 様

大阪府監査委員 東 武

同 谷 隆 史

同 井戸根 慧 典

同 隅 田 康 男

住民監査請求について（通知）

平成 18 年 6 月 14 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

本件の住民監査請求の要旨は、次のとおりである。

大阪府立高校の講師採用をめぐる汚職事件に絡み、大阪府と大阪府教育委員会は 3 月 10 日、贈賄罪で起訴された学校法人元理事長ら私学関係者から飲食接待や贈答を受けていた計 39 人の職員のうち、退職者一人を除く 38 人に減給や戒告、文書訓告などの処分を下した。このうち元理事長から高級料亭で飲食接待を受けていた竹内脩教育長は、監督責任も含めて最も重い減給 10 分の 1（3 ヶ月）の懲戒処分を受けた。

料亭などで複数回にわたって接待を受けていた成山治彦教育監も減給 10 分の 1（1 ヶ月）、飲食接待やボールペンなどの記念品を受け取っていた生活文化部次長や私学課長経験者らも戒告処分となった。39 人のうち、地方公務員法上の懲戒処分を受けたのは 10 人に上る。その他の職員は、文書訓告や嚴重注

意などの処分を受けた。

そしてその後大阪府教育委員会が行った内部調査で、業者から接待や贈答を受けた関係者とその内容は、別紙のとおりである。こうした行為は、教育行政の公正に対する府民の信頼を大いに失墜させる重大な裏切り行為である。

ところで、毎年12月末に、府下の全職員に周知徹底すべき通達として、大阪府教育長名で全府立学校長に配布される文書には以下のように書かれている。

「各府立学校長様 教職員の綱紀の保持について（通達） 教育長

1 教職員に周知徹底させる事項

(1) 贈答等

ア 職務上はもとより、保護者及び学校に利害関係のある業者等からの金品の贈答、会食及び遊技等の接待は、いかなる名目においても絶対に受けないこと。

イ 保護者並びに各種団体及び他官公庁等との間にはもとより、教職員相互間における各種慶弔についても極力自粛し、儀礼的な歳暮等の贈答は行わないこと。」

およそ公務員がその職務に関する業者から金品・接待を受けることは、厳しく戒められるべきであるが、とりわけ児童の教育にかかわる教育行政は、教育基本法においてもその公正と中立が強く求められていることに照らし、厳正な姿勢が求められ、それが前記通達に表れていると解されるところ、児童の模範となるべき教職員を指導監督する教育行政のトップにあった竹内教育長、成山教育監らが自ら下した通達に違背して、業者から金品・接待を受けていたという事態は、まさしく言語道断の破廉恥である。

それが公務員が負う法令順守義務に違反し、信用失墜行為に該当することは明らかであり、教育行政を担う職責の重大さからすれば、竹内教育長と成山教育監は、直ちに自ら辞職して責任を取るべきであり、知事はその人事権を行使し、両者を懲戒免職に付するか、少なくともその役職を解くべきであったことは当然のことである。

しかるに、竹内教育長と成山教育監は、現在もその職にとどまり、府から給与の支給を受けている。かかる異常な事態は、職員の任免権及び懲戒処分権限を持つ知事の不当な不作為であり、職務の懈怠であることは明らかである。したがって、遅くとも平成18年4月以降竹内教育長及び成山教育監に支払われた給与は、知事の前記職務懈怠による不当な公金の支出に該当するというべきである。

よって、請求人らは、監査委員に対し、知事は竹内教育長と成山教育監から平成18年4月以降に支給された給与の合計額を大阪府に返還させ、知事自らも同額を大阪府に返還することを勧告するよう求める次第である。

2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断について

(1) 地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証す

る書面を添え、監査委員に対して監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定している。

当該規定は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査を行い、非違の防止・是正の措置を取ることを監査委員に請求する権能を認めたものである。

したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等がなぜ違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を明確かつ客観的に示さなければならず、それがなされていない場合は住民監査請求の要件を欠くものというべきである。

(2) 本件において、請求人は、大阪府が平成18年4月以降に、教育長及び教育監（以下「教育長等」という。）に支払った給与が違法・不当な公金支出にあたりと主張している。

その理由は以下のように解される。

ア 教育長が発した「教職員の綱紀の保持について（通達）」に、教育長等が自ら違背して、私学関係者から金品・接待を受けており、その行為は、公務員が負う法令順守義務に違反し、信用失墜行為に該当することは明らかである。

イ 知事はその人事権を行使し、教育長等を懲戒免職に付するか、少なくともその役職を解くべきである。

ウ 現在も、教育長等がその職にとどまっていることは職員の任免権及び懲戒処分権限を持つ知事の不当な不作為である。

(3) ところで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、「教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命」し（第4条）、又は「罷免することができる」（第7条）。

また、「教育長は、当該教育委員会の教育委員である者のうちから、教育委員会が任命する」（第16条第2項）と規定されている。

任命権者が懲戒等の処分を発令する場合、どのような処分を発令するのかについては、地方公務員法等に基づく人事・服務上の行為の内容である。

(4) 本件監査請求において、請求人は、現在もその職にある教育長等への給与の支払いが違法、不当であると主張しているが、これはつまるところ教育長等が懲戒免職あるいはその役職を解かれるといった処分を受けていないという人事・服務上の処分内容の違法性、不当性を主張しているに過ぎない。これは法第242条第1項に規定する財務会計行為等には該当せず、監査委員の監査の対象ではない。

3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。

[Back to top](#)